

国民健康保険税

平均9.6%の値上げを可決

かつては、市町村ごとに運営してきた国民健康保険制度ですが、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村は事業費納付金を納める仕組みに変わりました。加入者の保険税が急激に変化することを避けるために、基金を取り崩しながら、保険税を抑えてきました。

しかし、愛知県は完全統一を目指し、第1段階

国民健康保険制度とは

安心して医療を受けられるよう、国・県・市の負担金と被保険者からの保険税によって国保は運営されています。

日本では国民皆保険制度として、職場の健康保険、国保組合、後期高齢者医療制度に加入している人、そして生活保護以外の方は、国民健康保険に加入する義務が課せられています。

として、令和11年度までに県が示す保険料水準とする方針を出しました。よって、当市も医療費拡大・加入者減少・赤字運営を理由に、保険料を6年間で県が示す標準保険料率に合わせる方針のもと、保険料値上げの議案が上程され、賛成多数で可決されました。

Q 国保の基金残高は。

A 5年度に枯渇し、残金は2万2千円だ。

Q 近隣自治体の国保税の額は。

A 5年度一人あたりの調停額で、一番高いのは弥富市で11万8168円、一番低い市は江南市で9万8971円、当市は9万5375円だ。

Q 10年度までに一人あたりの負担は、どれだけ増えるか。

A 5年度の実績は9万5375円、10年度の現時点での見込みは15万7824円となり、6万2449円の値上げが見込まれる。

世帯による値上げ額は？

()内は所得金額

《ケース①の家族》軽減措置なし

42歳(所得202万円)、38歳(所得95万円)、8歳、5歳の子の場合

・改正前: 388,600円

・改正後: 433,400円

値上げ額: 44,800円(11.5%増)

《ケース②の家族》7割軽減あり

27歳(43万円)、4歳の子の場合

・改正前: 25,000円

・改正後: 27,600円

値上げ額: 2,600円(10.4%増)

低所得者の加入が多い国保

世帯数24,500世帯の内、国保加入世帯数7,048世帯(28.77%)、加入者数は11,012人(18.19%)です。

国保には、所得が低い世帯には「低所得者軽減制度」があります。現在、4,972人(加入者の45.28%)が減免を受けており、内訳は以下の通りです。

7割軽減	1,971人 (17.95%)
5割軽減	1,572人 (14.31%)
2割軽減	1,429人 (13.01%)
合計	4,972人 (45.28%)

討論

賛成

県単位の保険料になれば、医療費水準が平準化され、保険料の変動をより抑制し、国保財政の運営を安定させられる。近隣市町より安い保険料だった。基金も底を突いている。現在の国保財政状況を考慮すれば保険料率見直しは保険加入者にも理解してもらう必要がある。

反対

令和10年度までに50%を超す値上げをしようとしていることが明らかに。食料品の物価上昇率4・2%と物価高はとまらない。

一方、被保険者の約半数が低所得世帯で法定減免の対象となっており、そうした世帯にまで10%を超す値上げは認められない。地方交付税を使って補填すべきだ